

## 消防広域化について

### 1 消防広域化とは

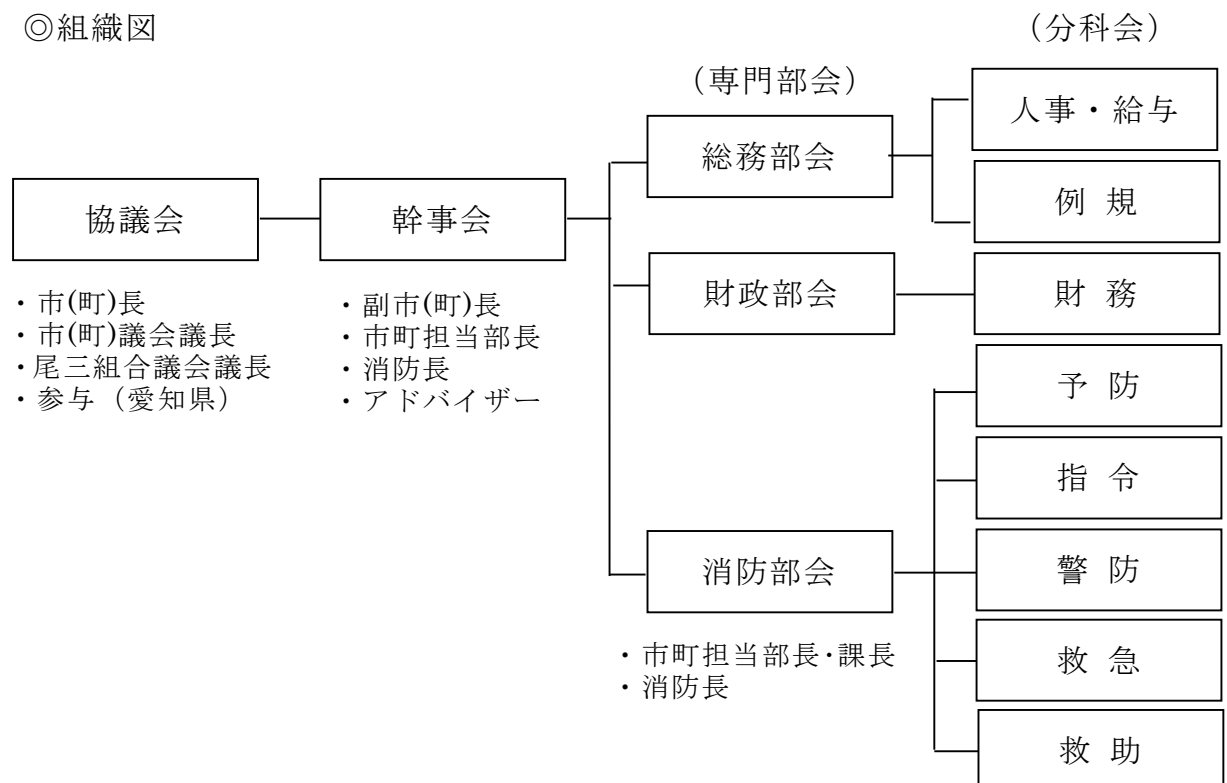
「消防の広域化」とは、消防組織法第 31 条に規定され「二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。）を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託すること」をいう。

### 2 消防広域化を協議する組織について

消防広域化を協議する 4 市 1 町（みよし市、日進市、東郷町、豊明市及び長久手市）で構成する協議会（以下「広域化協議会」という。）を、平成 28 年 4 月 12 日に設立した。

広域化協議会の組織は、次図の組織図のとおりで、協議会、幹事会、専門部会及び分科会の 4 層で構成している。

#### ◎組織図



### 3 協議会の事務について

広域化協議会の現在の事務は、消防広域化に係る消防本部及び署所の配置、組織体制、職員の任用・身分取扱い、通信指令システムの運用、財産及び債務の整理等の「協議事項（128件）」を調査及び研究し、それらを協議のうえ整理し、消防組織法第34条に規定する、広域化後の円滑な運営を確保するための計画である「広域消防運営計画」を作成するもの。

### 4 協議の経過及び状況

#### (1) 協議経過

- ア 協議会 6回（10/20に開催する第6回を含む。）
- イ 幹事会 7回
- ウ 専門部会 14回
- エ 分科会 24回

#### (2) 協議等の状況

- ア 協議が終了した事項  
協議項目128件のうち98件
- イ 10月20日に開催する第6回協議会で協議、報告される事項  
協議事項14件、報告事項16件